



## 子ども医療費助成受給券の更新 新しい受給券を郵送します

問 福祉保健課 子育て支援係 ☎77-3914

現在お使いの子ども医療費助成受給券の有効期限は平成28年7月31日です。平成28年8月1日以降の新しい受給券は、7月末に郵送いたします。

### ■更新にあたっての注意

- ・平成28年1月2日以降に芝山町へ転入された保護者の方や芝山町外に住民登録がある保護者の方は、「平成28年度市町村民税所得課税証明書」または「非課税証明書」の提出が必要です。
- ・平成28年度所得税確定申告および市町村民税申告が済んでいない方は、至急申告をお済ませください。

### 【注意】

- ・提出や申告が済んでいない方は、新しい受給券が発行されません。
- ・今年度の児童手当現況届にて提出済みの方は、再度提出の必要はありません。
- ・登録内容（住所、氏名、健康保険証など）に変更が生じた場合は、届け出が必要です。福祉保健課子育て支援係にて手続きをお願いします。

## 成田空港の更なる機能強化 計画段階環境配慮書の縦覧 のお知らせ

成田国際空港(株)は、環境影響評価法に基づき、「成田空港の更なる機能強化 計画段階環境配慮書」をとりまとめました。

### ■縦覧

- ・日時 7月15日(金)まで  
※土・日は除く
- ・場所 総務課空港地域振興係

### ■意見書の提出

環境保全の見地から意見のある方はどなたでも意見を提出することができます。

- ・提出締切り 7月15日(金)
- ※詳しくは、成田国際空港(株)の機能強化ホームページをご覧ください。また、ホームページ上で配慮書の縦覧もできます。

### ■問合せ

成田国際空港(株)地域共生部エコ・エアポート推進グループ ☎0476-34-5089



## 適正な管理をお願いします 樹木はあなたの財産です

問 まちづくり課 道路建設係 ☎77-3910

道路上に張り出している樹木の枝などについては、所有者による適正な管理をお願いします。事故などがあつた場合、所有者が賠償責任を問われることがあります。

車道や歩道の一部において、隣接する土地から樹木の枝などが張り出し、通行の妨げとなっている箇所が見受けられます。これらが原因で通行中の車両が損傷するなどの事故が発生した場合、民法の規定により、樹木の所有者が賠償責任を問われる場合があります。

次のような状態が見られる樹木などの所有者の皆さまは、当該樹木の伐採または枝払いをお願いします。

願います。

- 樹木や竹が茂り、その枝が道路に張り出している。
- 枯れ木や枯れ枝の倒木による通行障害がある。



## 公民館講座

### フィルムステンドグラス 体験会を開催

問 中央公民館 ☎77-0066

フィルムステンドグラスとは、ヨーロッパ生まれのリード線で図柄の輪郭を整え、カラーフィルムで色付けを行うアートです。ハサミやカッターなどの日頃から使い慣れた道具を使用しますので、老若男女問わず参加できるクラフト（工作）です。



■開催日 7月21日(木)

午前10時～正午

■場所 中央公民館

■費用 1,000円（材料費など）

■申込み 中央公民館まで事前にご連絡ください（FAX77-0066）。

# 原動機付自転車や小型特殊自動車の登録手続き

問 町民税務課 課税係 ☎ 77 - 3915

原動機付自転車や小型特殊自動車を購入したり、人から譲渡してもらったりした場合、登録手続きが必要です。また、乗らなくなったときや盗難にあったときは、廃車手続きをしてください。

## 新規登録・名義変更の手続き

登録など	手続きに必要なもの
購入したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売証明書</li> <li>・印鑑</li> <li>・本人確認ができるもの（運転免許証など）</li> </ul>
譲渡してもらったとき（他市町村のナンバープレートがついている）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他市町村のナンバープレート</li> <li>・標識交付証明書</li> <li>・譲渡証明書</li> <li>・印鑑</li> <li>・本人確認ができるもの（運転免許証など）</li> </ul>
譲渡してもらったとき（ナンバープレートはついていない [ 廃車手続きが済んでいる場合 ]）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車台番号が分かるもの（廃車受付書など）</li> <li>・譲渡証明書</li> <li>・印鑑</li> <li>・本人確認ができるもの（運転免許証など）</li> </ul>
他市町村から転入したとき（他市町村のナンバープレートがついている）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他市町村のナンバープレート</li> <li>・標識交付証明書</li> <li>・本人確認ができるもの（運転免許証など）</li> </ul>
他市町村から転入したとき（ナンバープレートはついていない [ 廃車手続きが済んでいる場合 ]）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車台番号が分かるもの（廃車受付書など）</li> <li>・印鑑</li> <li>・本人確認ができるもの（運転免許証など）</li> </ul>

手続き後、芝山町のナンバープレートと標識交付証明書を交付します。なお、原動機付自転車を改造し排気量を変更された場合には、改造を証明する書類も併せて提出してください。書類を紛失されたなど提出が難しい場合は、原動機付自転車改造申請書を提出してください。

## 廃車・譲渡の手続き

廃車など	手続きに必要なもの
ナンバープレートがある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ナンバープレート</li> <li>・標識交付証明書</li> <li>・印鑑</li> <li>・本人確認ができるもの（運転免許証など）</li> </ul>
ナンバープレートがない（盗難にあった場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盗難届の受理番号</li> <li>・標識交付証明書</li> <li>・印鑑</li> <li>・本人確認ができるもの（運転免許証など）</li> </ul>
ナンバープレートがない（紛失、破損した場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紛失届をした場合は受理番号</li> <li>・破損した場合は破損したナンバープレート</li> <li>・弁償金 200 円</li> <li>・標識交付証明書</li> <li>・印鑑</li> <li>・本人確認ができるもの（運転免許証など）</li> </ul>

廃車手続きは郵送でも受け付けています。町民税務課課税係宛に次のものを送付してください。後日、廃車受付書を送付します。

### <手続きに必要なもの>

- ・軽自動車税廃車申告書兼標識返納書（町ホームページからダウンロード可）
- ・ナンバープレート
- ・標識交付証明書
- ・返信用封筒（宛先に住所氏名を記入し、82 円分の切手を貼ったもの）